

MEC 光専用ルータレンタルサービスに係る利用約款

2020年2月26日

エキサイト株式会社

第1条 (本約款の適用)

1. 当社は、当社が別に定める excite MEC 光契約約款 (<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/mechikari.pdf>) (以下「MEC 光約款」といいます。)に基づき、この「MEC 光専用ルータレンタルサービスに係る利用約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、MEC 光約款で定義する契約者に対してのみ excite MEC 光に関する付随サービスとして MEC 光専用ルータレンタルサービス (以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は、本サービスを利用する本サービス契約者 (第3条 (用語の定義) に定義します。以下同様とします。) 全てに適用されます。
3. 本サービスの利用を希望する契約者は、本約款の内容を承諾のうえ、本サービスの利用に関する申込を行うものとします。
4. 本サービス契約者は、本サービスを利用するにあたり、本約款を十分に理解したうえで誠実に遵守するものとします。
5. 本約款の規定が、MEC 光約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、MEC 光約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 (本約款の変更)

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は本サービス契約者に通知します。ただし、法令上本サービス契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で本サービス契約者の同意を得るものとします。

第3条 (用語の定義)

1. 本約款で使用する用語の意味は、本約款で別段の定めがない限り、MEC 光約款で使用する用語の意味に従います。
2. 以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 「MEC 光専用ルータ」とは、当社が本約款に基づきレンタルする機器を意味します。
 - (2) 「提供元」とは、当社が本サービスを提供するにあたり MEC 光専用ルータの製造、保守を行う事業者を意味します。
 - (3) 「本サービス契約者」とは、当社と本サービスに係る利用契約を締結している契約者を

意味します。

第4条 (レンタル契約の単位)

1. 当社は、契約者からの申し出により、**excite MEC 光**契約ごとに1つの本サービスに係る利用契約を締結します。
2. 本サービス契約者は、**excite MEC 光**の契約者と同一の者に限ります。

第5条 (本サービスに係る利用契約)

1. 契約者は、**MEC 光**約款及び本約款を承諾のうえ、以下各号に定める方法にて本サービスの利用申込を行うものとします。
 - (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップを利用した申込。
 - (2) 当社が指定する方法による **excite MEC 光**取扱所の電話窓口を利用した電話申込。
2. 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下各号の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が、**MEC 光**約款第12条(申込の承諾等)に定める事由により **excite MEC 光**申込を承諾しなかったとき。
 - (2) その他、当社の裁量により不承諾であると判断したとき。
4. 本サービスの利用開始日及び課金開始日(以下「本サービス開始日」といいます。)は、以下各号の通りとし、当社は本サービス開始日を当社が適当と認める方法で本サービス契約者に通知するものとします。
 - (1) **excite MEC 光**契約と同時に本サービスを契約する場合、**excite MEC 光**の工事完了後、当社が別途定める日。
 - (2) 本サービスのみ契約する場合、当社が別途定める日。
 - (3) **MEC 光**約款に定める転用に伴い、本サービスを契約する場合、転用後、当社が別途定める日。
 - (4) **MEC 光**約款に定める事業者変更(転入)に伴い、本サービスを契約する場合、事業者変更(転入)後、当社が別途定める日。
 - (5) **MEC 光**約款に定める事業者変更後キャンセル(転入)に伴い、本サービスを契約する場合、事業者変更後キャンセル(転入)後、当社が別途定める日。
5. **MEC 光**専用ルータの貸与は、以下各号に定める方法にて行います。
 - (1) **excite MEC 光**の設置場所へ**MEC 光**専用ルータを提供元の定める方法にて配送する方法。
 - (2) その他、当社が別途事前に本サービス契約者に告知する方法。

第6条 (譲渡)

MEC 光専用ルータを提供している excite MEC 光契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、本サービス契約者が本約款に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

第7条 (本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約)

本サービス契約者は、当社指定の方法により本サービスに係る利用契約を単独で解約することができます。

第8条 (当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等)

1. 当社は、以下の事由に該当するときは、本サービスに係る利用契約を直ちに解約することができます。
 - (1) excite MEC 光契約において契約の解約があったとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスに係る利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス契約者にそのことを通知します。
3. 当社は、本サービス契約者が本約款又は MEC 光約款に違反した場合、本サービス契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく本サービスに係る利用契約を解除することができます。

第9条 (料金の支払義務)

1. 本サービス契約者は、その利用契約に基づいて当社から MEC 光専用ルータの貸与を受けたときは、別紙に規定する料金を支払うものとします。
2. 料金の計算方法、料金の支払方法、延滞利息及びその他料金の取扱いについては MEC 光約款の規定を準用します。

第10条 (切分責任)

1. 本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社により貸与される MEC 光専用ルータに接続されている場合であって、当社により貸与される MEC 光専用ルータを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に MEC 光専用ルータの交換の請求を行うものとします。
2. 当社は、本サービス契約者の請求により、MEC 光専用ルータの交換を提供元に依頼します。当社又は提供元は、返却された MEC 光専用ルータの疎通試験を行い、その結果を本サービス契約者に通知します。
3. 当社は、当社又は提供元が前項の試験により貸与された MEC 光専用ルータの故障が本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損と判定した場合、本サービス契約者

にその交換費用として、別紙に規定する MEC 光専用ルータ有償交換料を請求します。
また、本サービス契約者の責めに帰すべからざる事由による故障と判定した場合、無償にて交換します。

第11条 (利用に係る義務)

1. 本サービス契約者は、以下各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) MEC 光専用ルータの到着日を含む 7 日以内に、当社が貸与する MEC 光専用ルータが正常に動作することを確認し、初期不良、配送中の破損、損壊がないことを確認すること。
 - (2) 当社が貸与する MEC 光専用ルータを持ち出し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (3) 当社が貸与する MEC 光専用ルータを改造又は改変等し、通信の伝送交換又は excite MEC 光の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (4) 当社及び提供元が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が貸与する MEC 光専用ルータに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) MEC 光専用ルータを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (6) 当社が貸与する MEC 光専用ルータを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (7) MEC 光専用ルータに故障、滅失又は毀損などが生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 本サービス契約者は、自己の責めに帰すべき事由による毀損等に起因して当社が貸与する MEC 光専用ルータを亡失し、又は毀損したときは、直ちに、その旨を当社に通知し、別紙に規定する MEC 光専用ルータ有償交換料を支払うものとします。

第12条 (MEC 光専用ルータの返却等)

1. 第 7 条 (本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約) 又は第 8 条 (当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等) の規定により本サービスに係る利用契約が解約となったときは、本サービス契約者は、MEC 光専用ルータを原状に復したうえで、当社が指定する方法及び期限までに当社が指定する場所に送付することにより返却するものとします。
2. 前項で定める期限までに MEC 光専用ルータが返却されない場合、本サービス契約者は当社に対し、別紙に規定する MEC 光専用ルータ損害金を支払うものとします。

第13条 (その他)

本約款に定めのない事項は、MEC 光約款の規定を準用します。

以上

2017年4月25日制定

2017年12月1日一部改定

2018年10月4日一部改定

2019年7月1日一部改定

2020年2月26日一部改定

別紙

(MEC 光専用ルータの月額利用料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ	1 装置ごと	100 円

(MEC 光専用ルータの有償交換料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ有償交換料	1 装置ごと	15,000 円

(MEC 光専用ルータの未返却料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ損害金	1 装置ごと	15,000 円